

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和2年7月定例会

令和2年8月3日

目 次

令和2年7月定例会

8月3日（月曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	1
開議	2
議席指定	2
議長選挙	2
議長あいさつ	3
会期の決定	3
会議録署名議員指名	3
諸報告	4
議案上程（議第12号及び議第13号）	4
提案理由の説明……………広域連合長	4
補足の説明……………事業課長、会計管理者	5
決算審査意見の説明……………代表監査委員	8
質疑	8
討論	9
採決	9
議案上程（議第14号及び議第15号）	10
提案理由の説明……………広域連合長	10
補足の説明……………事務局次長、事業課長	10
質疑	11
討論	11
採決	11
議案上程（報第1号及び報第2号）	11
提案理由の説明……………広域連合長	12
補足の説明……………事業課長	12
質疑	12
討論	13
採決	13
広域連合長あいさつ	13
閉会	14

○出席議員（14名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	石澤秀夫	議員
3番	大類好彦	議員	4番	枝松直樹	議員
5番	柏倉信一	議員	6番	菅野邦比克	議員
7番	小関崇夫	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	鈴木君徳	議員	11番	内谷邦彦	議員
12番	高橋篤篤	議員	14番	加藤鑛一	議員
15番	齋藤美昭	議員	16番	吉宮茂	議員

○欠席議員（2名）

10番	佐藤誠七	議員	13番	丸山至	議員
-----	------	----	-----	-----	----

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	遠藤直幸
副広域連合長	中川勝	代表監査委員	玉田芳和
事務局長	高橋勇	事務局次長	牧野美和子
会計管理者	菊地育子	事業課長	秋葉亮一
総務係長	安倍大樹	企画財政係長	菅原智子
資格管理係長	富樫裕一郎	給付係長	佐藤浩二

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	高橋勇	事務局次長（兼務）	牧野美和子
書記（兼務）	安倍大樹	書記	佐藤圭子
書記	今野優喜		

○議事日程第1号

令和2年8月3日（月）午後2時開議

- 第1 議席指定
- 第2 議長選挙
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員指名
- 第5 諸報告
- 第6 議第12号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議第13号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議第14号 令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第9 議第15号 令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第10報第1号 専決処分の承認について（山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）
- 第11報第2号 専決処分の承認について（令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席指定
- 日程第2 議長選挙
- 日程第3 会期の決定

- 日程第4 会議録署名議員指名
日程第5 諸報告
日程第6 議第12号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第7 議第13号 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 議第14号 令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
日程第9 議第15号 令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第10報第1号 専決処分の承認について（山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）
日程第11報第2号 専決処分の承認について（令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
-

午後2時 開議

○副議長（鈴木君徳君） 当広域連合議会の議長であった高橋弘議員の任期が、3月31日をもって満了したことにより、議長が不在となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

これより、7月27日 告示招集されました令和2年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、佐藤誠七議員、丸山至議員、以上2名です。

出席議員は、14名で定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での撮影の願いが出ており、これを許可しておりますので、ご了承願います。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

この際、議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後2時 4分 休憩

午後2時20分 再開

議席指定

○副議長（鈴木君徳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1 議席の指定を行います。

令和2年5月8日告示の選挙で、新たに議員となられた高橋篤議員の議席を定めます。会議規則第3条第2項の規定により、副議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席とします。

議長選挙

○副議長（鈴木君徳君） 日程第2 議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法をご提案しますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（鈴木君徳君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙については、指名推選の方法によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長(鈴木君徳君) ご異議なしと認めます。
したがって、指名の方法については、副議長において指名することに決定しました。
それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会議長に高橋篤議員を指名します。
お諮りします。ただいま副議長において指名しました高橋篤議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長(鈴木君徳君) ご異議なしと認めます。
したがって、高橋篤議員が議長に当選されました。
ただいま議長に当選されました高橋篤議員が出席しておりますので、会議規則第27条第2項の規定により、当選を告知します。

議長あいさつ

- 副議長(鈴木君徳君) 議長に当選されました高橋篤議員から、ごあいさつをお願いします。
- 12番(高橋篤君) 議長。
- 副議長(鈴木君徳君) 高橋篤議員。
- 12番(高橋篤君) ただいま議員の皆様の推薦により、議長という大きな仕事をいただきました。皆様よりご協力を賜りながら、しっかりと務めさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

- 副議長(鈴木君徳君) ここで、議長を交代します。ご協力ありがとうございました。

(拍手)

(鈴木君徳副議長 議席に着席)

(高橋篤議長 議長席に着席)

会期の決定

- 議長(高橋篤君) 日程第3 会期の決定を行います。
お諮りします。この定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(高橋篤君) ご異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

会議録署名議員指名

- 議長(高橋篤君) 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第59条の規定により、議長において指名します。会議録署名議員に、1番佐藤洋樹議員、2番石澤秀夫議員を指名します。

諸報告

○議長（高橋篤君） 日程第5 諸報告を行います。

監査委員より、令和2年2月から7月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

○16番（吉宮茂君） 議長。

○議長（高橋篤君） 16番 吉宮茂議員。

○16番（吉宮茂君） 一身上の都合により、9番鈴木君徳議員と共に途中退席をお願いいたします。なお、議第12号、議第13号、議第14号、議第15号いずれも賛成いたします。また、報第1号、報第2号につきましても、承認させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋篤君） はい。わかりました。

（9番鈴木君徳議員、16番吉宮茂議員 退席）

○議長（高橋篤君） すでに配付しております文書のとおり、令和2年6月に執行した定例監査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第199条第9項の規定により報告されております。以上で報告を終わります。

議第12号及び議第13号

○議長（高橋篤君） 日程第6 議第12号令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び日程第7 議第13号令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、関連がありますので、一括して上程します。

提案理由の説明

○議長（高橋篤君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋篤君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第12号及び議第13号について、提案理由をご説明申し上げます。両議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。

一般会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。初めに、一般会計の決算から申し上げます。歳入歳出決算書の2ページから5ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は、6億4,313万4,672円であり、歳出の支出済額合計は、5億9,386万8,577円となることから、歳入歳出差引残額は、4,926万6,095円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。歳入歳出決算書の6ページから9ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は、1,596億1,618万9,667円であり、歳出の支出済額合計は、1,561億57万5,594円となることから、歳入歳出差引残額は、35億1,561万4,073円となっております。また、制度上、療養給付費負担金等の精算が、次年度となることから、繰越金には令和2年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことをご承知おきいただきますよう、お願い申し上げます。なお、主要な施策の成果報告書と併せて、決算の内容について、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（秋葉亮一君） 議長。

○議長（高橋篤君） 秋葉事業課長。

○事業課長（秋葉亮一君） 令和元年度主要な施策の成果報告書 についてご説明申し上げます。別冊の成果報告書1ページをご覧ください。1、被保険者の状況について申し上げます。令和元年度末の被保険者数は19万3,178人で、前年同期に比べ447人減少し、県内人口に占める割合は17.94%と0.17ポイント増となっております。中段以降に、被保険者数等の推移と年齢構成内訳を記載しております。

2ページの2、保険財政の状況については、このあと会計決算で説明いたしますので省略させていただきます。

次に、3ページをご覧ください。3、保険給付事業について申し上げます。初めに給付額ですが、給付額合計が1,503億3,027万5,968円で、前年度比1.94%の増であります。

4ページをご覧ください。件数は615万5,234件で、前年度比で63,453件、1.04%の増であります。4ページ中段以降は、給付費の詳細について、療養給付費の内訳などを順次記載しております。初めに、(1)療養給付費の内訳は、医科入院の件数の割合は2.43%とわずかですが、給付額としては48.02%を占めております。また、医科入院外の件数の割合は、53.92%、給付額では28.94%となっております。

次に、5ページをご覧ください。(2)療養費の内訳ですが、内容の主なものは、柔整療養費及びあんま・マッサージであります。柔整療養費の件数の割合は、70.55%、給付額で45.36%、あんま・マッサージの件数の割合は、17.02%、給付額で31.86%となっております。中段に、参考として1人当たり年間平均給付額を記載しております。1人当たりの給付額は77万4,904円で、前年度と比較し、額にして1万3,864円、率にして1.82%増加しております。

6ページをご覧ください。(3)審査支払手数料ですが、診療報酬の審査支払事務を国保連合会に依頼して実施しております。前年度に比べ、件数は1.16%増加し、金額も1.16%増加となっております。(4)電算処理委託料ですが、診療報酬の審査支払の前処理として、審査支払システムへのデータ取込み、データと標準システムとの連携について、国保連合会に委託し実施しているものであります。前年度に比べ、件数は1.14%増加しており、金額も1.32%増加となっております。

次に、7ページをご覧ください。4、保健事業について申し上げます。被保険者の健康の保持増進、また、生活習慣病の早期発見を目的として、健康診査事業と歯周疾患検診事業等を実施しております。(1)健康診査事業については、市町村に委託して実施しております。令和元年度は、4万808人が受診し、受診率は22.92%で前年度比0.81ポイントの増であります。委託料は、3億5,774万5,727円であります。(2)歯周疾患検診事業については、歯の減少を予防するとともに、生活習慣病等の悪化を防止し、健康で質の高い生活を送れるように、前年度75歳に到達した被保険者を対象に、山形県歯科医師会に委託して実施しております。令和元年度については、歯科受診歴のなかった被保険者に検診をご案内したところであります。受診率は、11.16%で、0.83ポイント増加となりました。受診者は833人と前年度より減少となり、委託料は、416万3,943円であります。

8ページ中段であります。(3)疾病分類別統計作成事業については、本県における後期高齢者の疾病状況及び医療費の実態を分類した統計表を国保連合会に委託して作成しているものです。各市町村等に配布してありまして、被保険者の健康づくり事業等のための参考資料として活用していただいております。(4)レセプトデータ分析事業については、レセプトデータ分析により当広域連合の被保険者の現状を把握して、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の保健事業の展開等の効果測定・点検と、今後の保健事業立案の検討材料として各市町村等に配布し活用を図るものです。

次に、9ページをご覧ください。5、医療費適正化事業について申し上げます。(1)レセプト点検事業ですが、医療費を適正に支出するため、その業務を国保連合会に委託して実施しております。前年度と比較して、件数・金額とも1.20%の増加であります。

10ページをご覧ください。(2)療養費支給申請書内容点検事業（新規）については、令和元年度より、療養費のうち柔道整復師、はり・きゅう師およびマッサージ指圧術師施術に係る療養費

支給申請書の請求内容を点検するもので、過誤返戻による給付事務の適正化に取り組みました。委託料としては、276万1,572円となっております。申請書の点検件数2万8,800件、過誤指摘件数52件でありました。(3) 医療費通知事業については、被保険者に健康に対する意識を深めていただくとともに、医療費の抑制のため医療費通知を受診履歴のある全ての方に送付しております。令和元年度分から医療費控除の添付書類として利用できるようになったことから、様式を変更して年1回封書による通知としております。委託料として、1,795万8,088円となりまして前年度と比較して、割合で50.93%減少しております。(4) ジェネリック医薬品利用促進差額通知事業については、平成23年度から実施しております。年1回8月に通知しております。

次に、11ページをご覧ください。(5) 第三者行為求償事務事業については、交通事故に係る第三者行為等について国保連合会に求償事務を委託しております。事務委託料は、収納額の5.4%で、987万6,504円、92万9,296円の増となりました。収納額は1億6,314万557円であります。なお、加害者に対する直接請求は2件でありました。

12ページをご覧ください。6、電算処理システム運用業務委託事業について申し上げます。はじめに電算処理システム運用業務委託ですが、後期高齢者医療制度の運用業務を効率的かつ適正に行うため、標準システムの運用及び保守管理を国保連合会に委託しております。委託料は、随意契約によるものであります。平成30年度と比較して、6,457万9,443円、104.59%の増であります。これは平成30年度にシステム機器更改を行い、新たな情報連携機能を加えた新機器を導入し、5年間の委託期間の初年度であり委託金額が前年度に対比して大幅な増額となっております。7、被保険者証等作成及び封入封かん業務委託事業について申し上げます。毎年8月1日の被保険者証の一斉更新に合わせ、被保険者証等の作成及び、制度説明リーフレットと保険料の軽減特例見直し説明リーフレット等の封入封かん業務を委託し実施いたしました。前年度と比較して21万8,160円、2.89%の増であります。8、制度広報周知事業について申し上げます。制度広報を効果的かつ効率的に実施するため、市町村と連携しながら適時適切な広報を行っております。その内容としては、制度の理解をいっそう深めるため、パンフレット等に加え、ホームページの利用、また、テレビCMを活用するなど積極的な広報に努めています。

最後に、13ページをご覧ください。9、長寿医療懇談会について申し上げます。本広域連合の円滑な運営に資するため、被保険者、有識者、医療関係者、保険者、行政の各分野の方々から広く意見をいただくことを目的として開催しております。令和元年度は12月6日に開催し、後期高齢者医療制度の運営状況などについて報告するとともに、市町村別被保険者数の推移と一人当たりの診療費等について懇談していただいております。懇談会の委員数は、10名であります。委員の任期は2年となっております。10、市町村後期高齢者医療事業に対する補助事業について申し上げます。この事業は、市町村が独自に行った長寿・健康増進事業に対する補助事業であり、2市1町への補助金433万3,864円を支出しております。その事業内容は、保健師や看護師による健康相談事業、健康増進施設を利用し運動・講話・休養等を取り入れた健康増進事業などであり

ます。以上が、主要な施策の成果報告でございます。なお、決算につきましては、説明員を交代させていただきます。

○会計管理者（菊地育子君） 議長。

○議長（高橋篤君） 菊地会計管理者。

○会計管理者（菊地育子君） 令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。なお、歳入では収入済額、歳出では支出済額の金額を主に申し上げます。よろしくお願ひ致します。

決算書の12ページ、13ページをご覧ください。はじめに一般会計でございます。まず、歳入ですが、1款分担金及び負担金は、市町村からの事務費負担金で、調定額、収入済額ともに6億277万8,000円でございます。2款財産収入は、財政調整基金の利子で1,805円でございます。3款繰入金の収入済額はございません。14ページ、15ページをご覧ください。4款繰

越金は、平成30年度からの繰越金で、収入済額は3,953万4,279円でございます。5款諸収入は、1項、2項合わせまして82万588円でございます。以上、歳入合計は予算現額6億4,315万8,000円に対し、調定額、収入済額ともに6億4,313万4,672円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に16ページ、17ページをご覧ください。歳出ですが、1款議会費の支出済額は、51万95円でございます。2款総務費は21ページまでです。1項、2項、3項合わせまして、2億1,419万1,889円であり、約1,450万円の不用額となっております。これは、総務管理費で、派遣職員人件費負担金、職員住宅借上料などが見込みを下回ったためでございます。

20ページ、21ページをご覧ください。上から2番目の表の3款民生費は、3億7,916万6,593円であり、約2,950万円の不用額となっております。これは、特別会計への事務費繰出金が見込みを下回ったためでございます。4款予備費の支出はございません。以上、歳出合計は、予算現額、6億4,315万8,000円に対し、支出済額は、5億9,386万8,577円であり、4,928万9,423円の不用額となりました。

続きまして、22ページ、23ページをご覧ください。特別会計でございます。まず、歳入ですが、1款分担金及び負担金は、市町村で収納した保険料及び医療給付に対する市町村の負担金などで調定額、収入済額ともに245億2,728万3,470円でございます。2款国庫支出金は、27ページまでです。1項、2項合わせまして546億510万6,971円でございます。26ページ、27ページをご覧ください。3款県支出金の収入済額は127億8,430万3,697円でございます。28ページ、29ページをご覧ください。4款支払基金交付金は、現役世代からの支援金で、610億9,258万9,000円でございます。5款特別高額医療費共同事業交付金は、3,721万8,526円であり、6款財産収入は医療給付費等準備基金の利子で124万9,273円でございます。30ページ、31ページをご覧ください。7款繰入金は、一般会計と基金からの繰入金で、1項、2項合わせまして19億7,105万9,593円でございます。8款繰越金は平成30年度からの繰越金で44億2,492万2,531円でございます。32ページ、33ページをご覧ください。9款諸収入は、1項、2項、3項合わせまして、収入済額は1億7,245万6,606円でございます。なお、3項雑入で、不納欠損額が7万6,862円、収入未済額が、175万5,187円でございます。不納欠損額は、窓口一部負担割合変更による返納金の未納について、破産法第253条第1項の規定に基づき、不納欠損処分を行ったものでございます。収入未済額は、医療機関の診療報酬不正請求額の返還分と、被保険者の所得更正に伴い窓口一部負担割合が1割から3割に変更になった差額分などで、その返還請求を行っていますが、年度内までに納付されなかった分でございます。また、予算現額に比べ収入済額の増は、交通事故に伴う第三者納付金が見込みを上回ったことなどによるものでございます。以上、歳入合計は予算現額1,565億474万5千円に対し、調定額は1,596億1,802万1,716円であり、収入済額は1,596億1,618万9,667円で不納欠損額は7万6,862円、収入未済額は175万5,187円でございます。

次に34ページ、35ページをご覧ください。歳出ですが、1款総務費の支出済額は、3億8,297万3,912円であり、約3,200万円の不用額となっております。これは、通信運搬費や療養費支給申請書内容点検等委託料などが、見込みを下回ったことなどによるものでございます。36ページ、37ページをご覧ください。2款保険給付費は39ページまでです。1項から4項まで合わせまして、支出済額は1,507億2,471万4,728円であり、約2億9,700万円の不用額となっております。これは、療養給付費などで、実績が見込みを下回ったことによるものでございます。なお、執行率は、99.80%でございます。38ページ、39ページをご覧ください。3款特別高額医療費共同事業拠出金は、3,296万8,911円でございます。40ページ、41ページをご覧ください。4款保健事業費の支出済額は、3億8,163万2,591円であり、約3,800万円の不用額となっております。これは、長寿・健康増進事業などで、実績が見込みを下回ったことによるものでございます。42ページ、43ページをご覧ください。5款基金積立金は10億5,914万8273円で、6款諸支出金は35億1,913万7,179円でございます。44ページ、45ページをご覧ください。7款予備費の支出はございません。以上、歳出合計は予算現額1,565億474万5,000円に対し、支出済額は、1,561億577万5,594円であり、4億416万9,406円の不用額となりました。

続きまして、48ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。一般会計ですが、

歳入歳出差引額は4,926万6,000円であり、4、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、結果、実質収支額は4,926万6,000円となりました。全額を、翌年度に繰越しするものでございます。49ページをご覧ください。特別会計ですが、歳入歳出差引額は、35億1,561万4,000円であり、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、結果、実質収支額は、35億1,561万4,000円となりました。全額を、翌年度に繰越しするものでございます。52ページをご覧ください。財産に関する調書ですが、1、公有財産、3、債権につきましては該当ございません。2、物品につきましては、決算年度中における増減はございません。4、基金の(1)の財政調整基金ですが、これは、支出の円滑な調整や、一時借入金の利子に備え、市町村事務費精算金の一部を積み立てているものでございます。決算年度中増減高120万1,805円の増は、平成30年度決算剰余金の一部積み立てと預金利子の積立による増によるものでございます。結果、決算年度末現在高は、2,019万1,697円となりました。(2)の給付費等準備基金ですが、これは、年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営のため、積み立てているものでございます。決算年度中増減高の1億4,085万1,727円の減は、平成30年度の決算剰余金の一部積み立てによる増と、預金利子による増、特別会計への繰り出しによる減によるものでございます。結果、決算年度末現在高は、31億7,138万3,060円となりました。

以上が令和元年度の決算の概要でございます。よろしくご審議のうえ、ご認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（高橋篤君） 以上で提案者の説明は終わりました。

決算審査意見の説明

○議長（高橋篤君） 次に、議第12号及び議第13号の議案2件に関して、監査委員から提出されております決算審査意見の説明を求めます。

○代表監査委員（玉田芳和君） 議長。

○議長（高橋篤君） 玉田代表監査委員。

○代表監査委員（玉田芳和君） 議第12号令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について及び議第13号令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての決算審査の概要につきまして、ご説明申し上げます。お手元の令和元年度歳入歳出決算書の54、55ページをお願いいたします。決算審査につきましては、6月11日付で広域連合長より決算書及び付属書類等の提出があり、審査をいたしました。審査にあたりましては、55ページ、第3審査の方法に記載のとおり実施いたしました。審査の結果、審査に付された各会計の決算及び証書類、その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して調製されており、その計数は正確であり、予算の執行状況についても、適法かつおおむね適正に執行されているものと認められました。決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので、省略いたします。

後期高齢者医療制度については、高齢化の進展に伴う被保険者の増加により、今後、さらなる医療費の負担が見込まれ、その運営はますます厳しい状況となることが予想されます。そのような中であって、全ての被保険者が安心して医療を受けられるよう、国、県、市町村および各関係団体との連携を密にし、保健事業や医療費適正化にも引き続き尽力され、円滑な制度運営に一層取り組まれることを望み、決算審査の意見といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋篤君） 以上で決算審査意見の説明は終わりました。

質疑

○議長（高橋篤君） これより質疑に入ります。上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

○14番（加藤鑛一君） 議長。

○議長（高橋篤君） 14番 加藤鑛一議員。

○14番（加藤鑛一君） 決算書32ページ、33ページで、諸収入の不納欠損額、収入未済額とありましたが、負担額が1割から3割に変更になり収入未済となった状況について、件数等詳しく教えていただきたいと思います。

○事業課長（秋葉亮一君） 議長。

○議長（高橋篤君） 秋葉事業課長。

○事業課長（秋葉亮一君） 手持ちに資料がございませんので、後ほど準備の上お答えいたします。

○14番（加藤鑛一君） 議長。

○議長（高橋篤君） 14番 加藤鑛一議員。

○14番（加藤鑛一君） 後期高齢者の医療費は1割負担が原則ですが、現役並み所得のある人は3割負担となり、支払が困難になったという事例かなと思います。現在、医療費の2割負担の導入が検討されていますので、先程の事例のようなことができるのではと懸念されます。自治体関係者は2割負担の導入に消極的なようですが、社会保険団体は早急な導入を望む声があります。このような状況の中で問題点を把握したいのでお願いします。

○議長（高橋篤君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） ご質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

討論

○議長（高橋篤君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

採決

○議長（高橋篤君） これより採決します。

日程第6 議第12号令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第12号を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋篤君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第6 議第12号については、原案のとおり認定されました。

○議長（高橋篤君） 次に、日程第7 議第13号令和元年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第13号を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（高橋篤君） ご着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第7 議第13号については、原案のとおり認定されました。
-

議第14号及び議第15号

- 議長（高橋篤君） 日程第8 議第14号令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）及び日程第9 議第15号令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、関連がありますので、一括して上程いたします。

提案理由の説明

- 議長（高橋篤君） この場合、提案者の説明を求めます。

- 連合長（佐藤孝弘君） 議長。

- 議長（高橋篤君） 佐藤連合長。

- 連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第14号及び議第15号について、提案理由をご説明申し上げます。議第14号の一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,926万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億6,127万5,000円とするものであります。

議第15号の後期高齢者医療特別会計 補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37億4,096万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,554億9,665万7,000円とするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

- 事務局次長（牧野美和子君） 議長。

- 議長（高橋篤君） 牧野事務局次長。

- 事務局次長（牧野美和子君） それでは議第14号令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。議案書3ページをお願いいたします。歳入歳出予算にそれぞれ4,926万6,000円を増額計上し、予算総額を6億6,127万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、別冊令和2年度歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。事項別明細書の3ページ及び4ページをお願いいたします。歳入につきましては、令和元年度の決算認定に伴い、歳入歳出差引額4,926万6,000円を4款1項1目繰越金に全額増額計上しております。本年度の繰越金とするための補正となります。歳出につきましては、2款1項総務管理費の1目一般管理費、22節償還金利子及び割引料に各市町村への事務費負担金精算に伴う償還金として4,926万6,000円全額を増額計上しております。議第14号令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）については以上でございます。

なお、特別会計の議第15号につきましては、説明員を交代させていただきます。

- 事業課長（秋葉亮一君） 議長。

- 議長（高橋篤君） 秋葉事業課長。

- 事業課長（秋葉亮一君） 続きまして、議第15号令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。10ページをご覧ください。まず歳入です。1点目として、令和元年度市町村療養給付費負担金の精算に伴い、市町村から追加で納入していただく額の2億2,534万6,000円を増額するものであります。2点目として、

令和元年度の繰越金として、35億1,561万4,000円を追加計上するものであります。繰越金は、歳出において、医療給付費等準備基金積立金と国等への返還金となります。

歳出について申し上げます。1点目として、令和元年度の繰越金から国等への返還金を引いた差額の8億2,242万9,000円及び市町村から追加納付していただく2億2,534万6,000円の合計額10億4,777万5,000円を医療給付費等準備基金積立金として積立てるため、増額補正を行うものであります。2点目として、療養給付費負担金等について、給付費実績に基づき令和元年度分負担金等を精算し、返還金として、国・県・支払基金・対象市町村に返還するものであります。11ページについては、補正前の額と補正額の総括表であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋篤君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（高橋篤君） これより質疑に入ります。上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） ご質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

討論

○議長（高橋篤君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

採決

○議長（高橋篤君） これより採決します。

初めに、日程第8 議第14号令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第14号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋篤君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第8 議第14号については、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋篤君） 次に、日程第9 議第15号令和2年山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第15号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋篤君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第9 議第15号については、原案のとおり可決されました。

報第1号及び報第2号

○議長（高橋篤君） 日程第10 報第1号から、日程第11 報第2号までの専決処分の承認について、一括して議題といたします。

提案理由の説明

○議長（高橋篤君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋篤君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 提案理由をご説明申し上げます。

令和2年4月時点において、国内及び県内で新型コロナウイルスの感染者が連日発生する中で、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、後期高齢者医療保険の被保険者が感染した場合などに対し、労働者が休みやすい環境を整備し、県内における感染拡大を防止するため、傷病手当金を支給することとしたものであります。また、当該傷病手当金の支給対象者が発生した場合、速やかに支給する必要があることから、関係条例の一部改正及び補正予算の措置について、専決処分を行ったものであります。

詳細については、事務局からご説明申し上げます。

○事業課長（秋葉亮一君） 議長。

○議長（高橋篤君） 秋葉事業課長。

○事業課長（秋葉亮一君） 報第1号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。12ページをご覧ください。今年度4月に政府が発しました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策について県内の感染拡大防止を目的に、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の支給について、速やかに対応するため規定の整備を行ったものでございます。対象となる後期高齢医療保険の被保険者は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者又は発熱等の症状があり感染が疑われる被用者で、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間に直近3月間平均の給与収入日額の3分の2を乗じた額を支給するものです。適用期間は、令和2年1月1日から9月30日までの間で労務に服することができない期間、ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6月までであります。

続きまして、報第2号 令和2年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。19ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,517億5,569万7千円としたものです。20ページをご覧ください。歳入として、2款国庫支出金として100万円を、歳出として2款保険給付費として100万円を計上したものです。よろしく願いいたします。

以上で、説明を終わりますが、2件ともに、急速な広まりをみせた新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、新年度早々の対応が必要であったため、地方自治法第179条第1項の規定により、広域連合長が専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋篤君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（高橋篤君） これより質疑に入ります。上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

○11番（内谷邦彦君） 議長。

○議長（高橋篤君） 11番 内谷邦彦議員。

○11番（内谷邦彦君） 只今の説明ですが、ページ数が全然違います。何を見て説明されてますか。

○事業課長（秋葉亮一君） 議長。

○議長（高橋篤君） 秋葉事業課長。

○事業課長（秋葉亮一君） 専決処分の説明につきましては、議案書7ページからでございました。大変失礼いたしました。

○議長（高橋篤君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） ご質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

討論

○議長（高橋篤君） これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋篤君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

採決

○議長（高橋篤君） これより、日程第10 報第1号から、日程第11 報第2号までについて、一括して採決します。

日程第10 報第1号及び日程第11 報第2号の専決処分について、起立により採決します。

お諮りします。ただいまの報第1号及び報第2号について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（高橋篤君） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第10 報第1号及び日程第11 報第2号については、承認することに決定しました。

○事業課長（秋葉亮一君） 議長。

○議長（高橋篤君） 秋葉事業課長。

○事業課長（秋葉亮一君） 先程の加藤鑛一議員からのご質問についてお答えいたします。令和元年度の収入未済額につきまして、内訳件数は16件となっております。

○議長（高橋篤君） 加藤鑛一議員、よろしいでしょうか。

○14番（加藤鑛一君） はい。

○議長（高橋篤君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

広域連合長あいさつ

○議長（高橋篤君） この際、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許します。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（高橋篤君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 広域連合議会7月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。本日の7月定例会に提案いたしました各案件について、慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議、御認定、御承認をいただきまして、誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度は、施行から12年が経過し、制度自体は定着してきているものと考えておりますが、今後、更なる高齢化の進行により、団塊の世代をはじめとする被保険者の増加が見込まれております。また、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される状況にありますが、被保険者の方々に対する保健事業の充実により、高齢者の健康維持・増進をより一層進めていく必要がございます。当広域連合といたしましても、市町村や関係機関と、より一層連携を密にしながら、今後とも制度の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

議員の皆さまにおかれましては、健康に御留意の上、今後とも後期高齢者医療制度の確実な運営のため、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。また、先ほど事務局の説明でページ数等の誤りがありましたことをお詫び申し上げます。今後気を付けてまいりたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

○議長（高橋篤君） 以上で、令和2年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後3時26分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 高 橋 篤

署名議員 佐 藤 洋 樹

署名議員 石 澤 秀 夫